



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の予定 (森林管理課) 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産課) 1
- 指定管理者の指定 (空手振興課) 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課) 2
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出 (都市計画・モノレール課) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 2

訓 令

- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課) 2

告 示

沖縄県告示第82号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字数久田数久田原156番・161番・208番・211番・213番から215番まで・219番 (以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第83号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年2月10日から同月24日まで宮古島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字西原385番地 1 楚南聡、宮古島市平良字西仲宗根328番地 県営

- 西仲団地 1棟603号 久高勇光
- 2 加入区 平良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宮古島漁業協同組合

沖縄県告示第84号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例第6条の規定により、沖縄空手会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小祿831番地 1
- 2 指定の期間 平成29年 3月 4日から平成32年 3月31日まで

沖縄県告示第85号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 507号
- 3 区間 那覇市字仲井真358番 3 から同市字仲井真376番 2 まで

沖縄県告示第86号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、うるま市石川西土地区画整理組合から中部広域都市計画事業石川西土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 2月18日 沖縄県指令土第87号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原2577番 2 及び2577番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城709番地南風原第一団地 6－102 金城菜美枝
- 5 検査済証番号 平成29年 2月 2日 第4347号
- 6 工事完了年月日 平成29年 1月 7日

訓 令

沖縄県訓令第1号

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 2月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、出納国費班の班長は、財務規則の規定に基づき、歳入歳出外現金に係る歳出から控除する所得税、県民税、市町村民税及び社会保険料を受け入れ、及び払い出すことを専決することができる。

附 則

この訓令は、平成29年 2月10日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---